

議案第4号

和解について

令和元年12月4日に発生した自治体専用共同利用型クラウド基盤サービス(Jip-Base)の障害により、クラウド基盤サービス内で稼働しているシステムが使用できなくなったことに伴う損害賠償に関し、次のとおり和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月22日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

- 1 当事者 甲 逗子市逗子五丁目2番16号
逗子市
乙 東京都千代田区九段南一丁目3番1号
日本電子計算株式会社
- 2 和解書案 別紙のとおり

(案)

和解書

下記当事者は、下記事件に伴う損害賠償に関し、下記のとおり和解する。

記

1 和解当事者

甲 逗子市

乙 日本電子計算株式会社

2 事件の表示

令和元年12月4日に発生した、甲乙間の契約に基づいて乙が甲に提供している統合仮想サーバクラウドサービスの障害により、統合仮想サーバ内にサーバを持つ甲の複数のシステム（(本障害により使用に影響があったシステムを含む)（別紙システム一覧表のとおり）（以下「本件システム」という。））が使用できなくなった（以下「本件事件」という。）。これにより、甲は本件システムが使用できなくなったことへの対応に係る費用相当額の損害を被った。

3 和解条件

- (1) 甲は、本件事件により、本件システムが使用できなくなったことへの対応に係る費用相当額の合計 677,155 円の損害を被った。
- (2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、甲の指定する方法で支払う。
- (3) 以上のほか、本件事件に関し、甲と乙の間には、何らの債権債務がないことを確認する。

以上のとおり、和解が成立したことを証するため、本和解書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年（令和 年） 月 日

甲 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号
逗子市長 桐ヶ谷 寛

乙 東京都千代田区九段南1丁目3番1号
日本電子計算株式会社
取締役常務執行役員
公共事業部長 河 和 茂

別紙システム一覧表

停止システム	対象サーバ	影響を受けたシステム
LGWAN 経由システム	LGWAN サーバ	G I S 地図情報
		コンビニ収納
		共通納税システム連携
		下水道会計システム
内部情報系システム	ドメインコントローラ (正) (副)	統合内部システム 人事給与システム 例規執務サポートシステム
	ファイルサーバ (バック アップを含む)	—
	RADIUS 認証サーバ	—
資産管理システム	SKYSEA 管理サーバ	—
イントラシステム	バイスタッフシステム	—
後期高齢者医療システム	後期高齢者医療システム	—
要介護認定システム	要介護認定システム	—
家屋評価システム	家屋評価システム	—
障がい福祉システム	障がい福祉システム	—